

## 災害復旧工事における労働災害防止について ～ 作業者の安全確保を行ってください ～

災害復旧工事については、崩壊等による地盤の緩みや落石が生じたりするほか、施工が困難な場所での作業を余儀なくされるなど、通常の建設工事と比べ、作業の安全を確保することが難しい面があります。

これから、梅雨期や台風の時期を迎え土石流の発生や地盤の緩み等による土砂の崩壊災害や落石による災害の発生が懸念されます。

また、5月のいわゆるゴールデンウィークを過ぎると、気温も上昇し熱中症の発生も懸念されます。

今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、次にお示しする事項を踏まえた労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

## 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

### 土砂崩壊災害防止対策

1. 地山の掘削時、安衛則第355条に基づき、作業箇所や地山の状況の事前調査を確実に行うこと。
2. 上記1の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画により作業を行うこと。
3. 安衛則第358条に定める点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
4. 土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則第361条に基づき土止め支保工等を設けること。
5. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン( 1 )」の遵守を図ること。
6. 掘削を伴わない場合においても、1～5に準じた調査、点検を実施し、土砂崩壊防止措置を講じること。

### 土石流災害防止対策

( 1 ) 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」



1. 安衛則第575条の9に基づき、上流の河川の状況を十分に調査すること。
2. 土石流の早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止基準の見直しを行うこと。
3. 安衛則第575条の11に定めることにより、雨量計を設置し、雨量を把握することにより、安衛則第575条の12に定める監視人の配置等の措置を行うこと。
4. 安衛則第575条の14及び15に基づき、警報避難設備の点検を行うほか、その方法を周知すること。

### 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

1. 安衛則第155条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
2. 安衛則第157条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を講じること。
3. 路肩、傾斜地で作業を行う場合は、安衛則第157条の2に定める措置の徹底を図ること。
4. 安衛則第158条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導員の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。( バックモニターやエリアセンサーなどの先進技術を搭載した機種を選定も検討してください。 )
5. **車両系建設機械の運転については、必ず必要な資格を有する者に行わせること。**

### 建設現場における熱中症予防と感染症の防止

1. STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT値の把握と管理を行うこと。  
特に、暑熱の順化期間( 概ね7日以上 )を設け、長期休暇の後や、気温が急激に上昇した日などは注意が必要です。

また、水分と塩分を定期的に摂取するほか、休憩場所( 日差しを避けるための屋根を有し、通風の確保又は冷房設備を有した場所 )を確保するとともに服装( 透湿性と通気性の良いもの )にも配慮すること。

緊急時の対応を含め、労働者に教育を実施しましょう。

**体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請しましょう。**

2. 感染症防止のため引き続き距離の確保、定期的な換気など密にならない工夫を行いましょ。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン



環境省 熱中症予防情報サイト



# 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について

## 作業の実施にあたって注意すべき事項

### 服装・装備

- ・ 長袖・長ズボンの作業着など肌が見えない服装で作業をしましょう。
- ・ ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- ・ 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- ・ 防じんマスクの使用に、漏れがないか確認しましょう。



### 作業を始めるまえでの準備

- ・ 普段と違った作業など不慣れな作業も多いことから、作業に使用する機械、工具の取扱方法、作業手順、合図などについて教育を行いましょ。
- ・ 周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人配置、使用する機械及びその使用箇所などについて作業計画を作成し、関係者に周知しましょう。
- ・ 複数の作業者が混在するときは、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティングを綿密に実施しましょう。作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、責任者の指示を受けて作業を行いましょ。
- ・ 倒壊や崩壊のおそれのある個所については、立入禁止措置を行いましょ。

### 建設機械を使用するとき

- ・ 地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図りましょ。
- ・ 使用する車両系建設機械、クレーン等を使用させるときは、確実に有資格者を配置するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止する措置を講じましょ。
- ・ 転倒のおそれのある場所においては、運転席の扉や窓を閉め、シートベルトを着用し、運転席から放り出されないようにしましょ。
- ・ 土のうや鉄板等を吊り上げるときは、原則移動式クレーンを使用しましょ。やむを得ず、ドラグ・ショベルを使用する際は、必ず移動式クレーン機能付きの機種を選定し、移動式クレーンモードに切り替えて作業を行いましょ。



### 掘削等の作業を行うとき

- ・ 地山、地層の状況を確認し、安定した勾配で掘削しましょ。また、崩壊や倒壊のおそれがある場合については、土止め支保工を設置する等の措置を講じましょ。



### その他の留意事項

- ・ 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などは、すみやかに作業を中止し、安全な場所に避難しましょ。また、警報の発表がなくても、作業現場に雨量計を設置し、一定の降雨量を超えた場合は、避難しましょ。
- ・ 土砂等の粉じんが舞う中で作業を行うときは、防じんマスクを使用しましょ。
- ・ 粉じんを飛散させないため、散水などにより、湿潤な状態をしましょ。
- ・ 重量物は無理に一人で運ばず、機械の使用や複数人で作業を行いましょ。



### 行動災害を防止するため基本行動を徹底しましょ。

作業計画と違ったことが生じた場合は、責任者へ報告し、作業計画の変更などを行い安全な作業を行いましょ。決して、独自の判断で作業変更は、行わず、決められた事項を遵守しましょ。  
KYTを実施し、危険感受性を高め、不安全行動を無くしましょ。

